

社会福祉法人不動園 天ヶ瀬苑短期入所生活介護事業所

重要事項説明書

貴方様に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供開始にあたり、厚労省令第39号第4条に基づいて、当事業者が貴方様に説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業の目的

この事業は、要介護者等の被保険者（入所者）について、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談および援助、社会通念上の便宜の供与その他の日常生活の世話、健康管理、栄養管理、口腔衛生の管理及び療養上世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるように援助することを目的とする。

2 運営方針

当苑の運営は、入所者の人権を尊重し、平等に処遇し、利用者の立場に立って適切な自立支援を行うこととする。また、地域に根ざし地域の方々に支えられた施設として、地域住民・ご家族とともに発展・貢献することを基本方針としています。さらには、介護技術・施設整備・従業者研修等においてそれぞれの専門性を高め、選ばれる施設を目指します。

3 施設経営法人について

- | | |
|----------|--|
| (1) 法人名称 | 社会福祉法人不動園
天ヶ瀬苑短期入所生活介護事業所（指定番号2671200034） |
| (2) 所在地 | 〒611-0022
京都府宇治市白川東山15番地 |
| (3) 代表者 | 理事長 河邊 和敏 |
| (4) 電話 | 0774-23-0030 |
| (5) FAX | 0774-23-9922 |

4 法人の実施する介護保険関連事業

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| (1) 特別養護老人ホーム 天ヶ瀬苑 | (指定番号2671200034) |
| (2) 天ヶ瀬苑居宅介護支援事業所 | (指定番号2671200026) |
| (3) 天ヶ瀬苑デイサービスセンター | (指定番号2671200026) |
| (4) 平盛居宅介護支援事業所 | (指定番号2671200018) |
| (5) 平盛デイサービスセンター | (指定番号2671200018) |
| (6) 南宇治地域包括支援センター | (指定番号2601200062) |
| (7) あけぼの荘小規模多機能型居宅介護事業所 | (指定番号2693300036) |
| (8) 宇治やすらぎの家小規模多機能型居宅介護事業所 | (指定番号2691200105) |
| (9) 宇治やすらぎの家認知症対応型共同生活介護事業所 | (指定番号2691200105) |

5 施設の概要

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設（平成6年1月23日指定 京都府）
京都府介護保険事業所番号 26120034
- (2) 事業所名称 天ヶ瀬苑短期入所生活介護
- (3) 所在地 ☎611-0022
京都府宇治市白川15番地
- (4) 管理者 江角 里加
- (5) 電話番号 0774-23-0030
- (6) 敷地面積および建物
○敷地 20,529.0㎡
○建物 2,341.0㎡（重量鉄骨造 平屋建て）
- (7) 居室（定員 50名 短期入所 10名）
○個室 6室（1部屋 18.0㎡）
○4人部屋 13室（1部屋 36.0㎡）
○2人部屋 1室（1部屋 24.0㎡）
* 居室面積の指定基準は、居室1名あたり10.65㎡以上です。
（但し、平成11年4月1日以降の新設の施設に適用されます。）

(8) 主な設備

○ 食 堂	1 室	1 3 2 . 0 0 m ²
○ 機能訓練室	1 室	5 7 . 0 3 m ²
○ 多 目 的 室	1 室	2 4 . 7 5 m ²
○ 便 所	1 ケ所	3 6 . 0 0 m ² (洗面所、汚物室を含む)
○ 静 養 室	1 室	1 8 . 0 0 m ²
○ 専門職員室	1 室	5 7 . 0 0 m ²
○ 面 接 室	1 室	1 8 . 4 1 m ²
○ 医 務 室	1 室	3 0 . 0 0 m ² (診察は週 1 ～ 2 回あります)
○ 調 理 室	1 室	6 0 . 6 2 m ²
○ 洗 濯 室	1 室	3 6 . 0 0 m ²
○ 介護材料室	1 室	1 5 . 0 0 m ²
○ デイルーム	1 室	3 1 . 5 0 m ²
○ 個 浴 室	1 室	3 0 . 5 0 m ²

※ 上記は厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必要な施設・設備です

6 職員体制

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。配置については指定基準を順守しています。

従業者の職種	人員 (併設入居施設職員が兼務)
管理者	1 人
苑長 (生活相談員)	1 人
生活相談員	1 人以上
介護職員	20 人以上
看護職員	1 人以上
介護支援専門員	1 人以上
機能訓練指導員	1 人以上
管理栄養士	1 人以上
事務員	1 人以上
介護補助	1 人以上

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制	常勤・非常勤別	勤務公休
管 理 者	正規の勤務時間帯（シフトによる）	常勤	4週8休
生活相談員	正規の勤務時間帯（7：00～16：00） （9：00～18：00）	常勤	4週8休
介 護 職 員	早出1勤務時間帯（7：00～16：00） 早出2勤務時間帯（8：00～17：00） 日勤勤務時間帯（9：00～18：00） 遅出 勤務時間帯（12：00～21：00） 夜勤勤務時間帯（16：45～9：45）	常勤	4週8休
看 護 職 員	早出の勤務時間帯（8：00～17：00） 遅出の勤務時間帯（9：30～18：30） 日勤の勤務時間帯（9：00～18：00）	常勤	4週8休
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯（10：00～19：00）	常勤	4週8休
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）	常勤	4週8休
管理栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）	常勤	4週8休
事 務 員	早出の勤務時間帯（8：30～17：30）	常勤	4週8休
パート職員 介 助 員	早出・日勤・遅出・その他特定の時間帯	非常勤	

8 営業時間

営 業 日 年間 365日（24時間体制）

9 施設サービス内容（介護給付対象サービス）

（1）施設サービス計画の立案

介護支援専門員により、入所者それぞれの心身に適応した施設サービス計画を立て、常に入所者の立場になって計画を作成いたします。（概ね3泊4日以上の利用者）その際、担当居宅介護支援専門員に個人基本情報等開示をお願いすることがあります。

(2) 介 護

移動・食事・入浴・排泄・着替え等、当苑で行う施設サービス全般を通して、利用者の介護度に応じ、自立支援介護に基づいたケアプランにて、必要な援助や介護を行います。

(3) 食 事

栄養士のたてる献立により、栄養に偏りなく利用者の心身状況に配慮した食事を提供します。また、個々の入所者の嗜好に応じるため、入所時並びに定期的な聞き取りも行います。固形の食事をとれない方や食事制限がある方に関しまして、ミキサー食・キザミ食等をご用意しております。また、食事制限による食事提供の方の献立の場合は、医師の処方箋が必要です。自立支援のため、できる限り離床し、食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝 食 8：00～ 昼 食 12：20～ 夕 食 18：00～

(毎食とも食事開始時間より1時間まで取り置きできます)

但し、行事食等により食事開始時間を変更する場合があります。

(4) 排 泄

入所者の心身状況に応じて、自立支援の考えに基づき、適切かつプライバシーに配慮した個別の排泄介助を行います。

その際、排泄の自立を念頭に、入所者の身体能力を最大限に活用した支援を行います。トイレは、全体に2ヶ所ありますが、ご希望に応じて夜間等に居室にポータブルトイレを設置することもできます。

(5) 入 浴

一人週2回、入浴または清拭を行います。

個浴 毎 日 9：00 ～ 16：00 の間で週2回入浴していただきます。

入所者の心身の状況にあわせて、洗身・洗髪や着替え等の介助を適切に行います。

清拭は、入浴ができなかった方に実施します。但し、発熱等利用者の体調により清拭方法に変更することがあります。

(6) 口腔ケア

入所者の口腔内の清潔や衛生管理を図り、口腔内の特徴やそれに伴う周辺の影響などに注意し口腔ケアを行います。

(7) 健康管理

入所者の健康状態を観察し、病気の予防や、心身の異常を早期に発見し、適切な処置ができるように常に留意して健康管理を行います。(問診・体温測定脈拍および血圧測定・体重測定等)

利用者の体調等急変等により家族に連絡が必要な場合には、責任をもって連絡致します。

(8) 日常動作訓練

機能訓練指導員による入所者の状況に適合した日常動作訓練を行い、生活機能の維持改善に努めます。

(9) 生活相談

生活全般に関わる質問・要望がございましたら担当職員にお申し出下さい。

(相談担当者) 村田 美代 (生活相談員)・平尾 香苗 (生活相談員)

(10) 送迎サービス

当苑御利用に際して、自宅から当苑までの往復について、利用者の心身状況に応じて、車椅子に座ったまま乗ることのできる車両・普通車両のいずれかで送迎させていただきます。

但し、送迎費用として、片道184単位のご負担が生じます。

送迎時間は、基本的に午前9時00分～午後5時00分の間で行いますが、必要に応じて個別に相談させていただきます。

当苑は、宇治市・久御山町・城陽市を通常の送迎の実施地域としています。

10 介護給付対象外の負担金

(1) 利用申し込み後、利用を中止される場合は、違約料を徴収する場合があります。

(2) 利用者の居住地域が、当苑の事業実施地域を越えて行う送迎については、割合負担額の他に片道15kmまでは無料、15km以上は、5km毎に300円の実費負担をいただきます。

(3) 滞在費の負担額

標準負担額 915円/日

第一段階 0円/日

第二段階 430円/日

第三段階① 430円/日 第三段階② 430円/日

(4) 食材費の負担額

食事費は、1日の食材費として、

標準負担額 朝食 395円 昼食 630円 夕食 420円

計 1445円/日

第一段階 300円/日

第二段階 600円/日

第三段階① 1000円/日 第三段階② 1300円/日

※ 行事等特別な食事を提供した時は、要した費用の実費を頂きます。

(5) レクリエーション

入所者の皆様が、できるだけ主体的に取り組むことができるよう、さらに「楽しさ・喜び・生きがい」を感じられるようなレクリエーションを常に心掛けています。

季節に合わせて、花見会、敬老会、お月見会、新年祝賀会等の行事を企画しています。また絵画、書道、生け花も行っております。但し、行事に要した特別費については実費負担していただきます。

不定期開店「喫茶店（ほほえみ）」…入所者およびボランティアの方々との楽しみタイムを設けています。但し、実費のご負担をいただきます。

（ケーキ代+飲み物代）

ティータイム…毎日午前中（153円/回）

電気代…テレビ・ラジオ（105円/日）

生け花…（生花代）※生花はお持ち帰りいただきます

*上記の費用は、利用された場合、実費負担となります。

(6) その他

①利用に際しては、衣類一式等は持参して下さい。

*持参品については、別紙（荷物チェック表）に定めるものとします。

*持参品すべてのものに氏名記載をお願いします。

②介護の提供にあたって通常必要となる日常生活上の便宜の提供にかかる費用であって、利用者の負担が適当と認められる費用は実費負担となります。

1.1 利用料金（本人負担は負担割合に応じます）

併設型基準単価（多床室） 1日負担基準額（6級地 10.33）

要介護 1 603単位

要介護 2 672単位

要介護 3 745単位

要介護 4 815単位

要介護 5 884単位

各種加算料金

短期サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位/日

短期生活夜勤職員配置加算Ⅲ 15単位/日

送迎加算（1回につき） 184単位/回

機能訓練体制加算 12単位/日

認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位/日（7日限度）

若年性認知症利用者受入加算 120単位/日

緊急短期入所受入加算（7日限度） 90単位/日（やむを得ない場合は14日限度）

介護職員等処遇改善加算 総単位×24.5%

1.2 負担金の支払

- (1) 負担金の支払い請求は、管理者が入所者または身元引受人に対して毎月末で締切り、翌月 15 日頃に請求書を送付し、25 日までに振り込みでお支払いいただきます。
口座引落しの場合は、利用月の翌々月 4 日にご指定の口座より引落しさせていただきます。

- (2) 月をまたいで利用していただいた場合も、基本的に上記のように毎月単位で請求させていただきます。

1.3 苦情相談窓口

相談窓口 社会福祉法人不動園 天ヶ瀬苑短期入所生活介護事業所

生活相談員 村田 美代・平尾 香苗

住 所 京都府宇治市白川東山 15 番地

電 話 0774-23-0030 (FAX 0774-23-9922)

e メール tokuyou-amagaseen123@abelia.ocn.ne.jp

相談窓口 宇治市役所 健康福祉部 介護保険課

住 所 京都府宇治市宇治琵琶 33 番地

電 話 0774-22-3141

相談窓口 城陽市役所 福祉保健部 高齢介護課

住 所 京都府城陽市寺田東ノ口 16・17 番地

電 話 0774-52-1111

相談窓口 久御山町役場 民生部 長寿健康課

住 所 京都府久世郡久御山町島田ミスノ 38 番地

電 話 0774-45-0001

相談窓口 京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談係

住 所 京都府京都市下京区水銀屋町 620 番地 COCON 烏丸内

電 話 075-354-9090

相談窓口 社会福祉法人 不動園 苦情解決第三者委員会

氏名	電話番号	郵便番号	住所
堀井 節子	0774-46-2658	611-0031	宇治市広野町尖山 4-346
木村 光長	0774-21-3633	611-0021	宇治市又振三三番地
矢野 友次郎	0774-22-0047	611-0024	宇治市琵琶台二丁目 10-14
川口 勝彦	0772-64-4326	629-2531	京丹後市大宮町奥大野 742-3

1.4 苦情処理に係る対応方針

- (1) 入所者からの苦情申し立ては、相談窓口で受け付けます。
(2) 苦情解決には、双方が十分に話し合い、誠意をもって解決すべく努力します。

- (3) 第一次の改善報告に不服の場合は、第三者立会いのもと、入所者および家族・管理者・理事長で話し合いを行い、それに基づき事業所にて改善策を検討し、第三者を通じて苦情申立者に報告します。
- (4) 改善報告は、第一次の申立日より一週間以内に、第二次は話し合い集結日より二週間以内に申請者に書面で報告するものとします。
- (5) 第三者が「話し合い決裂」と判断した場合、「苦情解決は不可能」として、関係団体への申立を進めるものとし、苦情処理体制での解決は処理されたものとします。

1.5 第3者評価によるサービス向上方針

当事業所の組織運営及びサービス提供内容について、その透明性を高めサービスの質の向上・改善に努めるため、3年ごとに第3者評価を受けます。
評価結果が公表されることで利用者に安心を提供します。

最終評価認定日 : 令和6年1月19日 評価機関名: きょうと介護保険にかかわる会

1.6 緊急時の対応方法

入所中における事故等により、心身または精神的に医療機関への緊急対応が必要な場合には、主治医への連絡、医療機関への緊急搬送を速やかに行うものとします。必要に応じ、住所・氏名・年齢・既往歴等の情報を救急隊員または医療機関にお伝えします。なお、緊急時には入所者の病状や搬送先等を下記の連絡先へ連絡いたします。

○入所者の緊急連絡先

住 所
氏 名 続柄 ()
電話番号 (勤務先)
携帯番号

1.7 事故発生時の対応

- (1) 入所中にサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに京都府・保険者（市区町村）・身元引受人・家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 入所中にサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1.8 非常災害時（感染症まん延時含む）の対策

(1) 非常時の対応

地震・火災・風水害等非常災害に備えて、消火・避難・救出等に対する消防・防災計画を別途定め、また、非常時での早期の業務再開と継続を図る体制を講じています。

感染症まん延時に備えて、感染予防研修を定期的の実施し、衛生管理及び業務継続に必要な措置を講じています。

(2) 非常時の訓練等

消防計画・業務継続計画にのっとり、下記の訓練を入所者も交えて実施しています。

夜間災害訓練 年1回以上 昼間災害訓練 年1回以上

(3) 防火設備

スプリンクラー・誘導灯・非常通報装置・屋内消火栓・自動火災警報器・ガス漏警報器・防火扉

(4) 防火管理者 江角 里加

1 9 身体拘束及び虐待防止等の対策

(1) サービスの提供にあたり、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制御する行為を行いません。

緊急やむを得ない場合には、利用者・家族に説明し同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。

(2) サービスの提供にあたり、利用者の生命と人権を守り、虐待防止の指針をもとに職員研修を充実させ虐待・人権侵害を起こさない環境整備に努めます。

2 0 入所に際して留意いただく事項

(1) 利用者・家族との信頼関係のもとに、安全安心な環境で質の高いケアを提供できるよう風紀を乱す行為、けんか、口論、暴言、暴力行為、あらゆるハラスメントは固くお断りします。

(2) みだりに苑内の位置または形状を変更し、またはこれを不当な損害を与えないような行為をしないこと。

(3) その他、守っていただくこと。

①施設内・敷地内は全面禁煙となっております。

②けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけないこと。

③その他、管理者が定めたこと。

2 1 反社会的勢力

暴力・威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人については排除します。また、前述の者、反社会的勢力と密接な関係を有する者とは雇用・契約は行わないものとします。

2 2 個人情報の取り扱い

(1) 利用目的

当施設では、ご利用者から提供されたご利用者及びご家族に関する個人情報を、下記の目的以外に使用しません。

- ① ご利用者に提供する介護サービス等
- ② 介護保険事務
- ③ ご利用者のために行う管理運営業務（入退所等の管理、会計、事故報告、介護、医療サービスの向上）
- ④ 施設のために行う管理運営業務（介護サービス業務の維持、改善の基礎資料の作成、施設等において行われる学生等への実習の協力、職員の教育ために行う事例研究等）
- ⑤ 救急搬送要請時

2.2 入所の手続きおよび中止

（1）利用申し込み

次の書類を事業者にご提出ください。

- ① 重要事項説明書
- ② 利用契約書
- ③ 介護サービス共通診断書
- ④ 介護保険被保険者証 ・ 負担割合証 ・ 限度額認定証（対象の方）・・・コピー可
- ⑤ 健康保険証（後期高齢者医療被保険者証等）・・・コピー可
- ⑥ 居宅サービス計画書（サービス提供票）・・・コピー可

（2）利用前面接

利用希望者の心身状態および介護方法等の確認と利用内容の説明を行います。この結果、利用を承諾した旨および利用の日時をご本人と家族に通知いたします。但し、施設の都合で入所を承諾できない場合には、その旨とその理由を通知いたします。

（3）記載事項変更に伴う届け出および利用の中止

- ①介護保険証の記載事項に変更が生じた場合には、ただちに管理者にその変更事項を報告してください。
- ②利用者が次のいずれかの状態に該当する場合は、利用を中止させていただきます。
 - 1. 不正または偽りの手段によって入所の承諾を受けたとき。
 - 2. 正当な理由なく利用料を滞納したとき。
 - 3. 伝染性疾患を持したり集団生活に著しく支障をきたすおそれが明らかになったとき。
 - 4. その他、当苑の利用が不相当と認められるとき。
 - 5. 利用者が要支援認定を受けられたとき。

当事業者は、貴方様に対する短期入所生活介護サービスの提供開始にあたり、本書面に基づいて上記重要事項を説明いたしました。

令和 年 月 日
事 業 者
所在地 京都府宇治市白川東山 1 5 番地
名 称 社会福祉法人 不動園
天ヶ瀬苑短期入所生活介護事業所
管理者 江角 里加 ⑩

説 明 者 職 名 生活相談員
氏 名 村田 美代 ⑩
氏 名 平尾 香苗 ⑩

私は、重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項の説明を受け、希望してサービスの利用を受けた場合に、当該サービスの利用料を支払うことに同意し、居宅介護支援事業所・医療機関等に対して正当な事由の場合の情報提供に同意します。

令和 年 月 日
入 所 者
住 所
氏 名 ⑩

身元引受人
住 所
氏 名 ⑩

07.04.01～